決議第10号

閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成28年10月７日

南風原町議会議長　　宮城　清政

記

次のとおり議員を派遣する。

１．町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会

（１）日　　時：10月13日（水）午後１時30分～

（２）場　　所：ＮＢＣサムシング・フォー西崎（糸満市）

（３）派遣議員：全議員

（４）主　　催：沖縄県町村議会議長会

２．第５回南風原町議会　議会報告会にかかる案内チラシ配布

（１）日　　時：10月24日（月）、11月４日（金）

（２）場　　所：町内各量販店店頭

（３）派遣議員：全議員

３．はえばる2016ふるさと博覧会における議会ブース

（１）日　　時：11月５日（土）～11月６日（日）

（２）場　　所：はえばる2016ふるさと博覧会会場

（３）派遣議員：全議員

４．第５回南風原町議会　議会報告会

（１）日　　時：11月６日（日）午後５時～

（２）場　　所：はえばる2016ふるさと博覧会会場（南風原町立中央公民館）

（３）派遣議員：全議員

５．町村議会広報研修会

（１）日　　時：11月17日（木）午前９時30分～

（２）場　　所：沖縄県市町村自治会館

（３）派遣議員：議会広報常任委員会

（４）主　　催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。